

改正

平成16年6月11日教委規則第10号
平成17年2月1日教委規則第2号
平成19年3月16日教委規則第2号
平成19年3月30日教委規則第13号
平成23年10月21日教委規則第11号
平成26年3月28日教委規則第4号
平成26年9月30日教委規則第16号
平成31年4月26日教委規則第7号
令和3年10月22日教委規則第6号

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則をここに公布する。

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年3月県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象となる専修学校の高等課程)

第2条 条例第1条の2第5号の規則で定める専修学校の高等課程は、次の各号のいずれにも該当する学科を有する課程とする。

- (1) 職業に必要な技術の教授を目的とする学科
- (2) 修業年限が2年以上の学科
- (3) 授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められている学科
(人物基準)

第2条の2 条例第2条第3号の規則で定める基準は、学校内外の生活を通じて次の各号のいずれをも満たすこととする。

- (1) 規律を重んじる態度が認められること。
- (2) 向学心に富んでいると認められること。
- (3) 道徳的悪傾向（虚偽、利己、放逸、怠惰、無責任等）がないと認められること。

(学習成績の評定値)

第2条の3 条例第2条第4号イ及びロの規則で定める学習成績の評定の値は、修得した教科の5段階評定の値の平均とし、それぞれ次のとおりとする。ただし、5段階評定によらない場合にあつては、在学する又は評定がなされた学校の長がこれらと同等と認める値とする。

- (1) 条例第2条第4号イの規則で定める学習成績の評定の値 3.5
- (2) 条例第2条第4号ロの規則で定める学習成績の評定の値 3.0（条例第2条第4号イに規定する中学校（以下「中学校」という。）における最終学年の学習成績の評定による場合にあつては、3.5）

(家計基準)

第2条の4 条例第2条第4号イの規則で定める収入の年額の算定は、条例第1条に規定する奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けようとする者の属する世帯における主たる生計維持者（以下「生計維持者」という。）及びその配偶者の所得（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する所得（収入が同法第28条第1項に規定する給与等である場合にあつては、その給与等の収入金額（当該金額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）について別表第1の年間収入金額に応じ、同表の控除額を減じて得た額）をいう。）の合計額（以下「所得額」という。）から別表第2の区分及び特別の事情に応じ、同表の特別控除額を減じる方法によるものとする。

2 奨学金の貸与を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の所得額に0.9を乗じて得た額を所得額とみなす。

- (1) 原子爆弾によって被爆した人の子
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等の子
- (3) その他教育長が別に定める者

3 条例第2条第4号イ、ロ及びハの規則で定める額は、別表第3の世帯人員の区分に応じ、同表の収入基準額とする。

4 条例第2条第4号ニの規則で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 生計維持者が地方税法（昭和25年法律第226号）第323条の規定により市町村民税が減免されていること。

(2) 奨学金の貸与を受けようとする者の属する世帯の全収入の年額が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の需要の額に1.5を乗じて得た額以下で、かつ、当該世帯の生計維持者が同法第6条第2項に規定する要保護者又はこれに準ずる程度に困窮している者であること。

（重複して貸与を受けることができない資金）

第3条 条例第2条第5号の規則で定める資金は、次に掲げる資金とする。

(1) 国の補助を直接又は間接の財源として地方公共団体又は公的団体が貸与する資金で、奨学金の貸与の目的と類似の目的を有するもの

(2) 国の補助を直接又は間接の財源として地方公共団体が貸与する資金で、条例第2条第5号の修学資金の貸与の目的と類似の目的を有するもの

（申請手続）

第4条 条例第2条第4号イに該当することにより奨学金の貸与を受けようとする者は、山形県高等学校奨学金貸与予約申請書（別記様式第1号）に、同条第2号、第3号及び第4号イの要件を証明する書類を添付して、在学する中学校の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。この場合、在学する中学校の長の推薦を受けるものとする。

2 条例第2条第4号ロ又はハに該当することにより奨学金の貸与を受けようとする者は、山形県高等学校奨学金貸与申請書（別記様式第1号の2）に、同号ニに該当することにより奨学金の貸与を受けようとする者は山形県高等学校奨学金特別貸与申請書（別記様式第1号の3）に、同条第2号、第3号及び第4号ロ、ハ又はニの要件を証明する書類を添付して、在学する条例第1条の2に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）の長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。この場合、在学する高等学校の長の推薦を受けるものとする。

（貸与の決定の通知）

第5条 教育委員会は、奨学金（条例第2条第4号イに該当することによる奨学金を除く。）の貸与の決定又は同号イに該当することにより奨学金の貸与の予約をしようとするときは、山形県高等学校奨学生選考委員会の意見を聴かなければならない。

2 山形県高等学校奨学生選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

3 教育委員会は、奨学金の貸与の予約をしたときは、山形県高等学校奨学金貸与予約通知書（別記様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

4 奨学金の貸与の予約を受けた者は、高等学校に入学したときは、速やかに入学した高等学校の在学証明書を教育委員会に提出しなければならない。

5 教育委員会は、前項の書類の提出があった場合は、速やかに審査し、奨学金の貸与を決定するものとする。

6 教育委員会は、第1項及び前項の規定により奨学金の貸与を決定したときは、山形県高等学校奨学金貸与決定通知書（別記様式第2号の2）によりその旨を通知するものとする。

（保証人）

第6条 奨学金の貸与の決定を受けた者は、連帯保証人を2名立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、次に掲げる者とする。

(1) 奨学金の貸与を受けようとする者が、未成年者の場合はその親権者又は後見人、成年者の場合は父母兄弟のいずれか又はこれに代わる者 1名

(2) 独立の生計を営む成年者 1名

（誓約書等）

第7条 奨学金の貸与の決定を受けた者は、速やかに誓約書（別記様式第3号）及び保証書（別記様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

（貸与の決定の取消し）

第8条 奨学金の貸与の決定を受けた者が前条に規定する書類を提出しないときは、教育委員会は、貸与

の決定を取り消すことができる。

(貸与の方法)

第9条 奨学金は、毎月当該月分を貸与する。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、あらかじめ2月分以上の奨学金を併せて貸与することができる。

(貸与の打切りの時期等)

第10条 条例第4条第1項の規定による貸与の打切りは、貸与の打切りの事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとする。

2 条例第4条第2項の規定による貸与の休止の期間は、貸与の休止の事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が存続しないこととなった日の属する月までとする。

(緊急採用による奨学金の貸与期間)

第10条の2 条例第3条第2項の規則で定める場合は、同項ただし書に規定する奨学金（以下「緊急採用による奨学金」という。）の貸与を受けている者が、貸与の始期が属する年度の末日までに山形県高等学校奨学金貸与継続申請書（別記様式第5号）により奨学金の貸与の継続を申請し、教育委員会がその継続を決定した場合とする。

2 教育委員会は、前項の決定をしたときは、山形県高等学校奨学金貸与継続決定通知書（別記様式第2号の2）によりその旨を通知するものとする。

(継続手続)

第11条 奨学金（緊急採用による奨学金を除く。）の貸与を受けている者は、翌年度においても継続して奨学金の貸与を受けようとするときは、山形県高等学校奨学金貸与継続申請書（別記様式第5号）を3月20日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、奨学金の貸与の継続を決定したときは、山形県高等学校奨学金貸与継続決定通知書（別記様式第2号の2）によりその旨を通知するものとする。

3 条例第2条第4号ニに該当することにより貸与する奨学金について貸与の継続の決定を受けた者は、同号ニに掲げる要件のうち家計の状況を証明する書類で直近のものを、教育長が定めるときまでに提出しなければならない。

(返還の方法)

第12条 奨学金の返還は、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法により行うものとする。

2 返還年数は、別表第4に定める年数以内とする。

3 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の貸与の期間が満了したとき又は条例第4条第1項の規定により奨学金の貸与を打ち切られたときは、速やかに貸与を受けた奨学金に係る山形県高等学校奨学金借用証書（別記様式第6号）及び山形県高等学校奨学金返還明細書（別記様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

(返還の期限の猶予の事由)

第13条 条例第6条第1号の規則で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法に基づく各種学校（正規の修業年限が1年以上のものに限る。）に在学するとき。

(2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練施設に入所するとき。

(3) 学校教育法に基づく大学への進学のための期間と認められるとき。

(4) 前各号に掲げる事由に準ずる事由で、返還の期限を猶予することが必要と教育長が認めるとき。

(返還の期限の猶予の期間)

第14条 条例第6条の規定による返還の期限の猶予の期間は、次に定める期間を除き、通算して5年を超えることはできない。

(1) 高等学校又は学校教育法に基づく専修学校の専門課程若しくは大学に在学する期間

(2) 前条各号の事由に該当するときを除き、高等学校若しくは学校教育法に基づく専修学校の専門課程若しくは大学を卒業し、又は退学した日の属する月の翌月から起算して6月を経過しない期間

(3) 条例第6条第2号に規定する事由に該当する期間

(返還の期限の猶予及び免除の申請手続)

第15条 条例第6条の規定による返還の期限の猶予又は条例第7条の規定による返還の免除を受けようとする者は、条例第6条又は条例第7条に規定する事由が生じた日から起算して30日以内に、当該事由を証明する書類を添えて山形県高等学校奨学金返還猶予申請書（別記様式第8号）又は山形県高等学校奨学金返還免除申請書（別記様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、奨学金の返還の期限の猶予又は返還の免除の決定をしたときは、山形県高等学校奨学金返還猶予（免除）決定通知書（別記様式第10号）によりその旨を通知するものとする。

（返還の期限の猶予の取消し）

第16条 教育委員会は、条例第6条の規定による返還の期限の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の期限の猶予を取り消すものとする。

（1）返還の期限の猶予の取消しの申出をしたとき。

（2）返還の期限の猶予をすべき事由が存続しなくなったと認められるとき。

（届出）

第17条 奨学金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、高等学校を卒業した者又は条例第4条第1項の規定により奨学金の貸与を打ち切られた者にあつては、第2号又は第4号に該当するに至ったときに限る。

（1）条例第2条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。

（2）氏名又は住所を変更したとき。

（3）停学の処分を受けたとき若しくは休学し、若しくは長期にわたって欠席をしたとき又は復学したとき。

（4）連帯保証人の氏名、住所、職業に変更があつたとき又は連帯保証人が死亡したとき若しくは破産手続開始の決定その他連帯保証人として必要な要件を欠くに至ったとき。

2 奨学金の貸与を受けている者又は受けた者でその返還の債務を有するものが死亡又は心身の故障その他の理由により前項の規定による届出をすることができないときは、保護者又は連帯保証人は直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（委任）

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 当分の間、学習成績の評定の値に係る条例第2条の3の規定の適用については、同条中「3.5」とあるのは「3.0」と、「3.0」とあるのは「2.7」とする。

3 前項の規定により貸与の対象者となるために必要な学習成績の評定の値を満たすこととなる者については、第2条の4第2項の規定は適用しない。

4 当分の間、第2条の4第4項第2号の規定の適用については、同条中「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」とする。

附 則（平成16年6月11日教委規則第10号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の規定は、平成17年4月1日以後において高等学校（山形県高等学校奨学金貸与条例第1条の2に規定する高等学校をいう。以下同じ。）に入学する者に係る修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）について適用し、同日前に高等学校に入学する者に係る奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成17年2月1日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日教委規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成19年3月30日教委規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月21日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月30日教委規則第16号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月22日教委規則第6号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

別表第1

給与所得の場合の控除額表

年間収入金額	控除額
329万円以下の場合	年間収入金額と同額
329万円を超え400万円以下の場合	年間収入金額×0.2+263万円
400万円を超え878万円以下の場合	年間収入金額×0.3+223万円
878万円を超える場合	486万円

備考 控除額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

別表第2

特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額				
世帯を対象とする 控除	(1) 母子、父子世帯であること。	49万円				
	(2) 就学者のいる世帯であること。 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	8万円			
		中学校	16万円			
		高等学校	公立等	28万円	47万円	
			私立	41万円	60万円	
		大学	公立等	59万円	102万円	
			私立	101万円	144万円	
		高等専門学校	公立等	36万円	55万円	
			私立	60万円	80万円	
		専修学校	高等課程	公立等	17万円	27万円
			専攻課程	公立等	22万円	62万円
			私立	72万円	112万円	
	(3) 障がいのある人のいる世帯であること。	障がいのある人1人につき	86万円			
(4) 長期に療養を要する人のいる世帯であること。	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
(5) 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来にわたり、支出増又は収入減になると認められる年間金額					
本人を対象とする 控除	申込者本人が高等学校に在学している場合	公立等高等学校	自宅通学	28万円		
			自宅外通学	47万円		
	私立高等学校	自宅通学	41万円			
		自宅外通学	60万円			
	申込者本人が高等学校に	28万円				

	在学する見込みがある場合	
--	--------------	--

- 備考 (1) 「(2)就学者のいる世帯であること」による控除は、申込者本人は含めない。
(2) 公立等とは、国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置するものをいう。
(3) 障がいとは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。

別表第3

収入基準額表

世帯人員の区分	収入基準額
1人	143万円
2人	229万円
3人	264万円
4人	286万円
5人	307万円
6人	325万円
7人	341万円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに16万円を341万円に加算する。

別表第4

返還年数表

貸与金額	返還年数
200,000円以下	6年
200,001円以上400,000円以下	7年
400,001円以上500,000円以下	8年
500,001円以上600,000円以下	9年
600,001円以上700,000円以下	10年
700,001円以上900,000円以下	11年
900,001円以上1,100,000円以下	12年
1,100,001円以上1,300,000円以下	13年
1,300,001円以上1,500,000円以下	14年
1,500,001円以上1,700,000円以下	15年
1,700,001円以上1,900,000円以下	16年
1,900,001円以上2,100,000円以下	17年
2,100,001円以上2,300,000円以下	18年
2,300,001円以上2,500,000円以下	19年
2,500,001円以上	20年